

(役員会)

第11条 代表者はこの会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的に
(又は必要に応じて) 役員会を開催する。

2 役員会は、代表者が議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の計画および実績に関すること
- (2) 収支予算および決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) 役員を選任に関すること
- (5) 会費に関すること
- (6) その他会の重要事項

(入会金)

第12条 本会の入会金は〇〇〇円とし、会計へ納入する。

(差し替え文例：本会は入会金を徴収しない。)

(会費)

第13条 本会の会費は〇〇〇円/月とし、〇か月毎(又は毎月)に会計へ納入する。

(差し替え文例：本会の会費は、事業を行う都度必要に応じて参加費を徴収する。)

(差し替え文例：本会は会費を徴収しない。)

(経費)

第14条 本会の経費は、入会金、会費、参加費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

附 則

この会則(又は規約)は、平成〇〇年〇月〇日から適用する。